

環境関連法規制等の動き 2013 年 10 月 (2013.8.20～2013.9.24)

1. 法令情報

1-1-1. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行時期を定める政令 <政令第250号> (2013. 8. 30公布、9. 11施行)

1-1-2. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令<経済産業・環境省令第7号> (2013. 9. 11公布、同日施行)

題記改正フロン回収・破壊法が2013. 6. 12に公布され、2年以内に施行と定められました。-1は、改正法で新規に規定された第1種フロン類再生業者と情報処理センターについて、改正法施行前の準備行為としての申請施行日が定められました。-2は、法律名が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則」に変更され、第1種フロン類再生業者の許可申請に係る手続等が定められました。

第1種フロン類再生業者と情報処理センターに適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17063>

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17119>

1-2. 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 <環境省令第20号> (2013. 9. 4公布、10. 1施行)

今回の省令改正は、水質汚濁防止法における閉鎖性海域の窒素・りんに係る排水基準を直ちに守ることができない6業種の暫定排水基準の改定時期にあたり、りん化合物製造業が一般排水基準に移行、天然ガス鉱業を除く4業種の規制が強化されました。

前記暫定排水基準を適用する工場・事業所に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17099>

1-3. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則

第16条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示

<経済産業省告示第193号> (2013. 8. 30公布、2013. 9. 1施行)

回避可能費用とは、電力会社が再生可能エネルギーを買い取ることにより、本来予定していた発電を取りやめ支出を免れた費用です。今回、北海道電力、四国電力、特定電気事業者、特定規模電気事業者についてその単価が改訂されました。

この価を用いて、再生可能エネルギー発電促進賦課金が計算され、最終的には電気使用者が負担します。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20130830/20130830h06121/20130830h061210008f.html>

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/legal.html>

1-4. 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第1号> (2013. 9. 11公布、同日施行)

食品廃棄物等多量発生事業者（廃棄量が年間100トン以上の食堂・レストラン、ビール類製造業等74業種）の定期報告書の様式が、従来の2012年度までの様式から2013年度以降も使える様式に変更になりました。

食品廃棄物等多量発生事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17126>

1-5-1. 電波法施行規則等の一部を改正する省令

<総務省令第86号> (3件共2013. 9. 9公布、公布後6月以内に施行)

1-5-2. 高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の

一部を改正する件 <総務省告示第345号>

電波法では、型式指定を受けた設備や一定要件を満たした設備以外の、10kHzかつ50W以上の出力の高周波電流を使用する設備等（金属の溶解・加熱、高周波焼入装置、超音波洗浄装置、レーザー加工機等）は、設置許可が必要です。今回の改正は、型式指定装置関連の改訂で、改正前の型式指定への遡及はありません。また、個別事業者の許可申請についての変更はありません。

上記該当製品の型式指定に適用されます。

<参考>総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000041.html

<参考>総務省ホームページ <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/highfre/>

2. 一般情報

2-1. 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について (2013. 9. 20環境省)

使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出する際は、バーゼル法に基づく輸出承認を得る必要はありませんが、輸出者自身で承認を要しないことを証明する必要があります。リユースに適さない使用済み電気・電子機器が中古品と偽って輸出され、輸出先で健康及や環境へ悪影響を及ぼしている実態を踏まえ、題記中古品判断基準が2014. 4. 1から適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17151>

2-2. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による2010年度温室効果ガス排出量の

集計結果の公表について (2013. 9. 13環境省)

報告を行った事業者数は、特定事業所排出者が11,034事業者〔対前年度比+9%〕6億3,266万tCO₂〔同+9%〕、特定輸送排出者が1,399事業者〔同△1%〕3,239万tCO₂〔同△3%〕でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17131>

2-3. 電子マニフェスト普及促進キャンペーンについて (2013. 9. 2環境省)

電子マニフェストの普及促進のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターでは、産業廃棄物の排出事業者、収集運搬業者、処分業者を対象にした「加入料無料キャンペーン」を12.31まで実施しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17085>

2-4. 2013年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(第2次市町村提案型)の

事業対象地域の決定について (2013. 9. 12環境省)

2013. 4. 1施行の小型家電リサイクル法の環境整備の公募の結果、31の市町村の事業計画が採択され、国による回収ボックス等の物品や市民向け広報等の回収体制の構築に必要な支援が行われます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17123>

2-5. 『日本人における化学物質のばく露量について』パンフレットの作成について (2013. 9. 17環境省)

環境省は、2012年度の化学物質の人への曝露量モニタリング調査で、血液、尿、食事における様々な化学物質の濃度を測定し、結果をまとめました。ダイオキシン類、重金属類を調査した結果、血液中の濃度は他の調査結果と同じ程度の濃度でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17137>

2-6. 2013年6月環境経済観測調査（環境短観）について（2013. 8. 30環境省）

環境省は題記調査結果を公表しました。環境ビジネスの業況DI（景気動向指数）は15と、前回の2012年12月調査の9よりも増加し、全ビジネスのDI値の1や日銀短観DI値の-2との比較からも、引き続き業況は好調さを維持しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17074>

2-7. オゾン層保護対策推進月間の取組について（2013. 8. 30 環境省）

毎年9月は「オゾン層保護対策推進月間」として、国・地方公共団体等において、オゾン層保護・フロン等対策に関する啓発活動が集中的に行われています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17079>

2-8. 「浄化槽の日」関連行事等について（2013. 9. 24 環境省）

10月1日は、「浄化槽の日」です。10月1日を中心に、浄化槽に関する行事等が行われます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17157>

2-9. 2013 年度特殊自動車における低炭素化促進事業の 2 次公募について（2013. 8. 29 環境省）

環境省は、低炭素化・低公害化が遅れており、1台当たりのCO2排出量が多いオフロード車（ショベルローダー、フォークリフト等）について、大幅な燃料消費量の削減が見込めるハイブリッドオフロード車等の新規導入時に、車両価格差額の1/2を補助する案件について、9. 27まで公募をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17086>

2-10. 「サプライチェーン排出量の算定支援」の参加事業者の募集について（2013. 9. 24 環境省）

環境省（受託者：みずほ情報総研株式会社）は、個別事業者に対するサプライチェーン排出量の算定支援案件について、10. 18まで公募をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17158>

2-11. 公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の

一部改正案に対する意見の募集について（2013. 9. 20環境省）

公共用水域水質環境基準測定方法等に引用している、日本工業規格（JIS）K0102（工場排水試験方法）が、分析技術の向上や環境に配慮した分析方法の追加等により、2013. 9. 20に改正されました。この内容を踏まえた題記改正（案）について、環境省で10. 21まで意見の募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17155>

以上